

有床診療所等におけるスプリンクラー等施設整備費補助について

医療施設の防火体制を強化するため、スプリンクラー等の施設整備に係る経費の補助を行います。

1 補助対象者

岩手県内に所在する病院及び有床診療所の開設者

2 補助対象施設

病院及び有床診療所のうち病床を有している棟

3 補助対象事業

- (1) スプリンクラー施設設備（パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む）
- (2) 自動火災報知設備

4 補助金額等

次の種別に掲げる施設の整備のために必要な工事又は工事請負費が補助対象経費となります。
下記基準単価は厚生労働省より示された医療施設等施設整備費補助金交付要綱案によるものです。

種別	補助率	基準単価	加算
通常型 スプリンクラー	1/2	対象面積1㎡当たり 23,000円	消火ポンプユニット等を整備する場合、2,350,000円/1施設
水道連結型 スプリンクラー	1/2	対象面積1㎡当たり 22,000円	消火ポンプユニット等を整備する場合、2,350,000円/1施設
パッケージ型 自動消火設備	1/2	対象面積1㎡当たり 27,000円	
(※)消防法施行令 第32条適用設備	1/2	対象面積1㎡当たり 26,000円	
自動火災報知設備 を新設する場合	1/2	1施設当たり 1,222,000円	

(※)消防法施行令(抄)

(基準の特例)

第32条 この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防災対象物の位置、構造、又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

5 交付対象

平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）等により新たに3に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、又は設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が3に掲げる事業を行うものに対して交付するものと

する。

6 提出書類

補助の利用を希望する開設者は、次により関係書類を提出願います。

なお、事業計画書の提出をもって補助が決定されるものではないことに御留意願います。

(1) 提出書類（各2部）

ア 事業計画書（別紙様式）

イ 整備図面（対象面積が読み取れるもの）

ウ 見積書等（事業費の算出根拠が分かるもの） ※可能な限り2社以上

※ 補助区分（スプリンクラー（棟ごと）・自動火災報知設備）ごとに整備図面・見積書等を分けて提出願います。

(2) 提出期限

令和6年5月10日（金）

(3) 関係書類の提出先

8の（1）に記載する所属まで郵送又は持参により提出願います。

7 留意事項

(1) 事業計画書提出後、国から内定通知（内示）が行われる予定ですが、内示後に工事を着工し、令和6年度内（令和7年3月31日まで）に工事が完了するものが補助の対象となります。

内示前に着工した工事は、補助の対象となりませんので御注意ください。

また、施設新築の場合、施設全体の建築工事とは別にスプリンクラー等の設置にかかる工事を内示後に行うものであれば補助の対象となります。この場合、対象部分のみの事業費及び着工年月日が分かる書類の提出が必要となります。

(2) 「自動火災報知設備」については、「延べ面積300㎡未満」等に限られます。

(3) 本事業は、国庫補助を財源に行う事業であり、国の予算の範囲内において補助金が交付されるため、全国の申請状況によっては、事業計画書を提出しても補助金が交付されないことがありますので御承知おき願います。

(4) 経過措置の期限から、令和7年度有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業は、令和7年4月から7月の3か月という短い期間となることが想定されるため、設置時期未定や令和7年4月から7月に設置予定の医療機関については、設置の前倒しを検討し、可能な限り本補助金を活用して整備するよう願います。

8 連絡先

(1) 事業計画書の提出及び補助事業に関すること。

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 県庁舎9階

岩手県保健福祉部医療政策室医務担当

電話番号 019-629-5406

メールアドレス AD0002@pref.iwate.jp

(2) スプリンクラー等の設置基準に関すること。

管轄の消防本部又は消防署にお問い合わせください。